

# 国民健康保険について…vol2

国民健康保険の財政のしくみと国民健康保険税について解説します。

## ①常総市国民健康保険の財政のしくみ

国民健康保険加入者が納める国民健康保険税と、国・県・市(法律で定められたもの)からの支出金によって、国民健康保険に加入されている方の療養費や出産育児一時金、葬祭費などの給付、人間ドックや健診費用助成事業などの費用をまかっています。

## ②国民健康保険税の算定方法

国民健康保険加入者の方の次の3つの大区分を合わせて、世帯ごとに算出します。



国民健康保険税						
大区分	全加入者		全加入者		40歳から64歳の加入者	
	基礎課税額 (医療分)		後期高齢者支援金等課税額 (支援金分)		介護納付金課税額 (介護分)	
解説 大区分	国民健康保険加入者の方の医療費にあてるもの		後期高齢者の方の医療費を支援するもの		40歳から64歳の国民健康保険加入者の方の介護保険料にあたるもの	
中区分	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
解説 中区分	課税対象所得に応じて計算するもの	1人当たりに係るもの	課税対象所得に応じて計算するもの	1人当たりに係るもの	課税対象所得に応じて計算するもの	1人当たりに係るもの

このようなしくみで算出され、納税義務者である世帯主に通知されます。

◆問い合わせ = ④健康保険課(内線1220)・⑤暮らしの窓口課(内線8027)

## 年金豆知識

## 年金生活者支援給付金をご存じですか

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。**受け取りには請求書の提出が必要です。**ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

### ■対象となる方

**老齢基礎年金を受給している方**(次の要件をすべて満たしている必要があります)

- ◇65歳以上である。
- ◇同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
- ◇前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が878,900円以下である。

**障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方**(次の要件

を満たしている必要があります)  
◇前年の所得額が4,721,000円以下である。

### ■請求手続き

老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で、新たに年金生活者支援給付金のお受け取りの対象となる方には、日本年金機構より、請求可能な旨のお知らせを9月初旬頃から送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し郵送してください。

**※すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です。**

- ◆問い合わせ = 給付金専用ダイヤル  
☎0570-05-4092(ナビダイヤル)  
④健康保険課(内線1230)



厚生労働省ホームページ

## 広報常総に広告を掲載しませんか

市では、新たな財源確保と地域経済を活性化するために、「広報常総」に有料広告を掲載しています。事業所や商店のPRにご活用ください。お問い合わせは、④秘書課へ ☎23-2111(内線3220)

## うちの子「結婚」しないのかしら?

独身のお子様の結婚相談承ります



お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

結婚相談所ムスベル ☎029-869-9128